

今治市地域公共交通活性化協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今治市地域公共交通活性化協議会規約第9条第7項の規定に基づき、今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員等)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 議長は、会議を開催する会議場の都合により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴は、先着順に行うものとする。ただし、あらかじめ多数の者の傍聴が見込まれる場合で、議長が特に認めるものについては、この限りでない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに指定された席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 議長の許可を得ず、撮影、録音等をしないこと。
- (5) 協議会の事務局職員の指示に反しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 議長は、傍聴人がこの規定に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成30年2月27日から施行する。